



あさおだより

共同募金会川崎市麻生区支会
〒215-0004 麻生区万福寺1-2-2
麻生区社会福祉協議会内
TEL.044(952)5500 FAX.044(952)1424

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

(募金運動期間：10月1日～3月31日)



昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。あたたかいご支援ありがとうございました。

令和2年度共同募金寄付金総額 **11,977,256円**

寄付金総額は赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。



赤い羽根募金 **6,757,610円** の
つかいみち

年末たすけあい募金 **5,219,646円** の
つかいみち

- 麻生区内の社会福祉団体 **700,000円**
 - ・(特)ワーカーズ・コレクティブ グループとも(家事介護) 300,000円
 - ・麻生家事介護ワーカーズ・コレクティブにじ(家事介護) 300,000円
 - ・(特)移動サービスワーカーズ・コレクティブそよ風(送迎) 100,000円
- 麻生区社会福祉協議会の事業費 **678,283円**
- 神奈川県内の福祉施設・団体などへ **5,379,327円**

- 年末見舞金の配布 **2,349,227円**
 - ・心身障害児者世帯(378世帯) 1,890,000円
 - ・高齢者世帯(37世帯) 230,000円
 - ・事務費 229,227円
- 麻生区社会福祉協議会の事業費 **2,870,419円**
◇地域福祉を進めるため、様々な事業や、地区社会福祉協議会、ボランティアグループ、障害当事者団体などへの助成を実施します。

麻生区社会福祉協議会では、共同募金配分金を次のような事業で活用しています。

- ◎広報紙「ほほえみ」を年2回発行
 - ◎在宅福祉サービス事業
 - ◎子育て支援事業
 - ◎ボランティア活動振興事業
- 地域のボランティア活動の推進を図るために、ボランティア体験学習の開催や、広報紙「ほらほら」の発行などを行っています。

- ◎ボランティア活動助成事業
地域のボランティアグループや当事者団体を支援することを目的として、助成要綱に基づき助成をしています。
- ◎移送サービス事業
運転ボランティアの皆さまのご協力により運営されている、高齢者、障害者など外出が困難な方々の社会参加を支援する事業です。



麻生区社協のホームページ



麻生区へのご寄付
(ネット募金はこちらから)



麻生区内での
共同募金の使いみち



(写真左)移送サービス事業の車両です。コロナ禍でも安心してご利用いただけるように、車内に飛沫防止の透明フィルムを取り付けてサービスを行っています。

寄付金が配分されるまで



民間福祉団体からの配分申請を受け付けます。

4月中旬～6月末



募金期間中、各方面へ使途計画を公表して、寄付金を募集します。

10月1日～



配分委員会で配分申請事業の内容を審査し、委員18名が分担して施設の実地調査も行います。

11月～翌年2月末



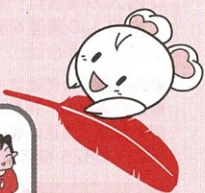
地域の代表・各界の代表で構成されている理事会・評議員会で配分を決定します。

翌年3月中旬



配分決定を受けた福祉団体による、さまざまな福祉活動が展開されます。

翌年4月～



令和3年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

新型コロナウイルス感染への対応が長期化し、たくさんの方がさまざまな形での支援を必要としています。生活に困窮されている方、居場所を失い孤立している方、生活や教育環境の変化を余儀なくされている子どもたち。

私たちはいま未曾有の事態に直面し、人と人との接する機会を制限される中、失いかけている「つながり」や「支え合い」の大切さに気づかされました。さらに、近年、国内では毎年記録的な大雨等により大規模災害が発生し、多くの方が避難生活を余儀なくされるなど、誰もが住み慣れた町で安心して暮らしていきたいという当たり前の願いが、一層深まっています。

ことしの共同募金運動は、昨年から継続して「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、緊急的な対応が求められているコロナ禍での支援事業や災害支援事業とともに、神奈川県内の地域福祉を推進してまいります。

★川崎フロンターレは
赤い羽根共同募金を
応援しています！



KAWASAKI FRONTALE

DF13 山根 視来

共同募金ってなに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。



募金なのに、 どうして目標額があるの？

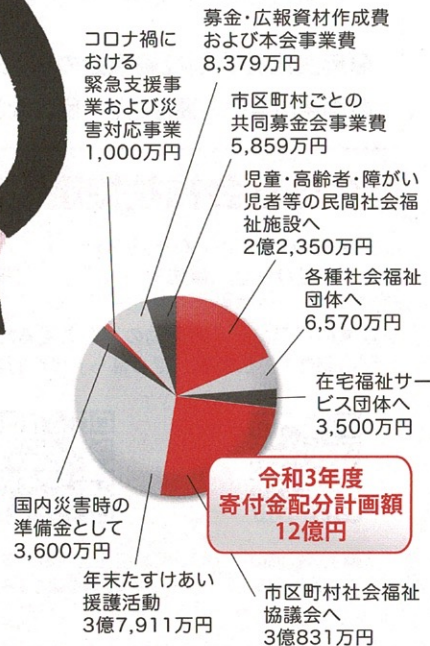
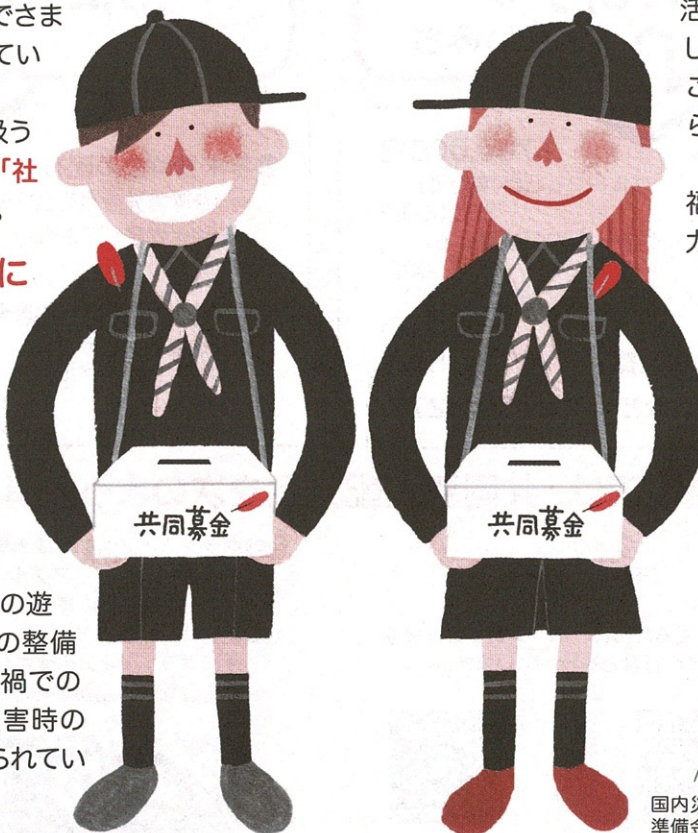
地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められているからです。

募金は任意ですが、地域福祉を応援するためにご協力をお願いします。

共同募金って何に 使われるの？

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、コロナ禍での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



税制の特典があります！

- ◎個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- ◎法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanetto>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市内神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階 電話 045-312-6339

「令和3年度の目標額は 12億円」

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします！
〔募集期間〕10月1日～3月31日(※)

※新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を踏まえて、例年の募金期間である10月1日から12月31日までの3カ月間に加えて、翌年3月末までの6カ月間を募金期間として実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

